



水害で被災したときの公的支援と保険請求時の注意点



清水 香 Shimizu Kaori ファイナンシャルプランナー、社会福祉士
家計の危機管理の観点から社会保障や福祉、民間資源を踏まえた生活設計アドバイスをを行う。財務省「地震保険制度等研究会」委員。日本災害復興学会会員

住宅や家財が水害で被害を受けたら、火災保険による補償を受けられます。本稿では、水害時の公的支援の内容や、火災保険の水害(水災)補償、保険金請求時の注意点などをお伝えします。

支援金は被害が全壊でも300万円が上限

住まいが自然災害で被災したときの主な公的支援には、住宅全壊等の世帯に最大300万円(単身世帯は4分の3の金額)を支給する「被災者生活再建支援制度」と、65万5000円を上限に住み続けるため不可欠な修繕を受けられる「住宅の応急修理」があります。

罹災証明書の区分に応じて支給が決定されます(図1)が、深刻な被害でも給付されない場合があります。例えば、木造住宅に床上浸水の被害が生じた場合、浅い浸水深でも相当な被害になります。ところが、木造住宅の50cm未満の浸水は、罹災証明書上では「半壊」と区分され、被災者生活再建支援金は支給されません。

支給される場合でも、住宅再建や修繕費用を賄うのに十分とはいえません。とりわけ住宅ローン返済中の世帯の被災は、新たな住まいを確保する負担が生じる一方、失った住まいのローン返済が継続するため、その後の暮らしに深刻な影響が及ぶこととなります。

このように公的支援のみでは不足が生じ、かつ手元のお金で賄えない深刻な家計危機を回避するには、保険による事前の備えが必要です。

火災保険の水災補償の有無、補償内容を確認

水害で受けた住宅や家財の損害を補償するのは火災保険です。火災保険は火災のみならず、自然災害や偶然の事故による損害を補償対象にしており、水害もその1つです。台風や暴風雨、豪雨等が原因の洪水や融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石などによる損害が水災に当たり、損害の程度が一定要件を満たすと保険金が支払われます。確認しておきたいのがその要件で、多くの約款が次のように定めています。

床上浸水は浸水深を問わず損害額が補償され、床上浸水に至らなくても地盤面から45cm以上の浸水で損害が生じると補償されます。

他方、床上浸水を伴わない土砂災害、落石などの被害は、住宅等に保険価額の30%以上の損害が生じることが要件です(図2)。例えば、2000万円の住宅に600万円以上の土砂崩れの損害が生じたときは補償されますが、それ未満では補償されません。土砂災害等のおそれがある場所ではこの点に留意しましょう。

また、水災補償は契約によっては付帯されて

図1 罹災証明書の損害区分に対応する公的支援

※図はすべて筆者作成

住宅の損壊具合	全壊 (50%以上の損害)	大規模半壊 (40%台の損害)	中規模半壊 (30%台の損害)	半壊 (20%台の損害)	準半壊 (10%台の損害)	準半壊に至らない 【一部損壊】 (10%未満の損害)
被災者生活再建支援制度 (最大300万円)	○	○	○	×	×	×
住宅の応急修理 (災害救助法) (最大65万5千円)	△ (※1)	○	△ (※2)	△ (※2)	△ (※2)	×

(※1) 応急修理で居住可能な場合が対象 (※2) 被災者の申し出による資力等を勘案して給付の可否が判断される

いません。付帯しないと保険料が下がる傾向があるためか、火災保険における水災補償付帯率は約65%と近年低下傾向です。被災後の生活再建をスムーズに進めるには、居住地のリスクを踏まえた適切な保険への加入が重要になります。

居住地の水災リスクは市区町村が作成するハザードマップで確認できます。水災リスクがある場所に住むなら、契約する火災保険に水災補償を付加するか、水災補償が付帯された火災保険に加入し直すことを検討しましょう。

なお、浸水被害や地すべり等の損害が豪雨ではなく地震が原因で起きたときは、水災ではなく地震保険で補償されます。一方、台風などの暴風や竜巻など風による被害は風災として補償されます。損害保険では、損害が生じた原因により受ける補償が異なります。該当する補償が付帯されていないと保険金は支払われません。

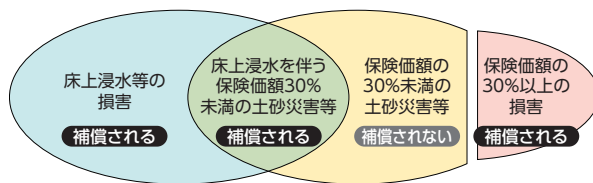
● スマホでも保険金請求が可能に

被災後は、可能な限り速やかに契約先の損害保険会社に連絡して保険金を請求しましょう。電話のほか、LINEやウェブサイトの専用チャット、スマホアプリなどを用いて事故連絡や保険金請求ができる損害保険会社もあります。手続きが早くすむほど保険金の入金は早くなり、生活再建にもいち早く取り組みます。保険金請求方法を事前に確認しておくで安心です。

● 「火災保険で無料修理」の勧誘に要注意

「火災保険を使えば無料で修理できる」「保険金請求は難しいのでサポートする」。保険金請求に当たり注意が必要なのが、こうした勧誘をしに訪れる事業者です。電話や投げ込みチラシ、ウェブサイトなどを通じた勧誘も行われており、被災地以外の地域からの相談も消費生活セン

図2 水災補償の認定基準に注意



ター等に多数寄せられています*1。

無料なら……と契約すると、「保険金の3～5割もの手数料を請求された」「支払対象外の損害で保険金が支払われなかった」「解約を申し出ると高額な違約金を請求された」といった思わぬ負担を強いられたなどの被害報告があります。被災を装いウソの保険金請求を唆す悪質なケースもあります。しかしこれは事実を偽り保険金をだまし取ろうとする「保険金詐欺」に当たります。発覚すれば損害保険会社から保険金返還請求を受け契約解除されるだけでなく、契約者自身が詐欺罪に問われるおそれがあります。

● トラブル発生時の相談、通報窓口

こうした事業者が現れても応じないのが基本ですが、断り切れず契約に至ったときは「クーリング・オフ」を利用できます。

訪問業者は消費者に対し、特定商取引法に定める書面(以下、法定書面)を契約時に交付する義務があります。これを受領した日から8日以内であれば、消費者は一方的に契約を解除できます。事業者が法定書面を交付していなければ、8日経過後でも解除できます。

相談窓口も活用しましょう。消費者庁の消費者ホットライン「188(いやや)！」に電話すると、最寄りの消費生活センター等の相談窓口が案内されます。

(一社)日本損害保険協会では「保険金に関する災害便乗商法相談ダイヤル」*2のほか、災害便乗商法でよくみられる保険金の不正請求に関し匿名通報を受け付ける通報窓口*3を設けています。

*1 国民生活センター「保険金で住宅修理ができると勧誘する事業者に注意！」(2022年8月17日公表)
https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/home_ins-rep.html

*2 (一社)日本損害保険協会「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」
https://www.sonpo.or.jp/news/release/2022/2209_03.html

*3 同「保険金不正請求防止ホットライン・動画」
<https://www.fuseiseikyuu-hl.jp/>